

業務委託契約書

富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）と、株式会社オリコム（以下「丙」という。）は、甲の実施する令和7年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業に関し、次のとおり委託契約を締結するものとする。

（委託事項）

第1条 甲は、乙に対し、別紙仕様書のとおり、令和7年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務（以下「本業務」という。）を委託する。

（委託期間）

第2条 本業務の委託期間は、令和7年5月 日 から令和8年2月20日までとする。

（委託料）

第3条 丙（観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局の株式会社オリコム）は、甲に代わり、乙に対し、第1条の委託に要する経費（以下「委託料」という。）として上限金 100,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額 9,090,910円）を支払うものとする。ただし、契約保証金については免除するものとする。
※委託料については、事業の進捗、各施策の取組内容の調整等により上限額の範囲内で変更となる場合がある。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（報告及び調査）

第5条 乙は、本業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書に仕様書に定める納品物を添えて甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、これを受領した日から起算して10日以内に納品物の検査を行い、合否を書面・電子メール又は口頭にて乙に通知する。なお、当該期間に甲からの合否の通知がないときは、納品物は甲の検査に合格したものとみなす。
- 3 前項の検査の結果、納品物について補正又は再調査の必要があると甲が認めたときは、乙は遅滞なく当該補正又は再調査を行い、再び前2項の規定を準用して甲の検査を受けるものとする。
- 4 乙は、甲から検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該納品物を甲に引き渡すものとする。

(委託料の支払方法)

第6条 乙は、前条第4項の規定による検査合格の通知を受けたときは、適法な請求書により代金の支払いを丙に請求することができる。

- 2 丙が、前項の支払請求書を受領したときは、30日以内に乙の指定する銀行口座に振込む方法により委託料を支払うものとし、振込手数料は、丙の負担とする。なお、甲から乙に対する支払債務は、丙から乙に対する代金の支払いが完了した時点をもって完了するものとし、甲は、甲又は丙の責に帰すべき事由がある場合は丙の支払いについて連帯して責任を負うものとする。
- 3 丙が前項に定める支払期限までに代金を支払わないときは、甲又は丙は、支払期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、当該支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率を乗じた額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、本項における甲の支払いは、甲又は丙の責に帰すべき事由がある場合に限るものとする。

(契約の解除等)

第7条 甲乙および丙は、他の当事者が次の各号の一に該当した場合、何らの催告なくしてこの契約を解除することができる。

- (1) 仮差押、差押若しくは競売の申立て、破産手続き開始、民事再生手続き開始、若しくは会社更生手続き開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (2) 滞納処分を受けたとき。
 - (3) 支払いを停止したとき、若しくは手形又は小切手の不渡りを発生させたとき。
 - (4) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
 - (5) 信用に不安が生じ、又は資本構成若しくは事業に重大な変化が生じたとき。
 - (6) この契約に基づく債務の履行が困難と認められるとき。
 - (7) この契約の履行に関し、役員、使用人若しくは代理人が不正の行為をしたとき。
 - (8) 合理的な理由に基づき正常な取引又は営業ができない事由が生じたとき。
- 2 前項各号によりこの契約が解除された後といえども、前項の各号に該当する者は解除者が被った損害を賠償する義務を免れるものではない。
 - 3 契約解除が乙の責めに帰すべき事由の場合、甲は乙に対し、丙を介してすでに支払った委託料の一部の返還を請求することができる。

(暴排条項)

第8条 甲は、乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき、何らの催告なくしてこの契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損害の賠償を求めることができない。また、甲は乙に対し、すでに丙を介して支払った委託料の返還を請求することができる。

(損害賠償)

第9条 甲乙及び丙のいずれかが、この契約に違反して他の当事者に損害を与えたときは、他の当事者に対し、直接かつ現実に生じた通常の損害（弁護士費用、逸失利益を除く。）を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力による損害と認められたときは、この限りではない。

(免責)

第10条 乙は、甲が本業務の結果に基づく事業を実施し損害を受けた場合、責任を負わないものとする。

(秘密の保守)

第11条 甲乙及び丙は、本業務を行うにあたり知り得た他の当事者の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、開示した当事者の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩し、あるいはこの契約の履行の目的以外のために利用してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (5) 開示された情報によることなく独自に開発した情報

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第13条 乙は、この契約による事務を行うにあたり、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」

を遵守しなければならない。

(指導及び監督)

第14条 甲は、この契約事項の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。

(契約の変更)

第15条 本契約の変更、修正を行う場合、甲乙丙記名押印した書面を交わすものとする。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項で約定する必要があるとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上定めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第17条 本契約に関する甲乙丙間の紛争について、前条の協議によるも解決しない場合には、当該紛争処理につき被告となる本契約当事者の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本書は、同文3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年5月 日

甲 富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会
山梨県甲府市丸の内1丁目6-1
会長 小林宏行

乙

丙 株式会社オリコム
東京都港区新橋 1-11-7 新橋センタープレイス
代表取締役社長 中島 明美

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、この契約の締結時に、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「個人情報保護責任者」という。）を選任し、書面（別紙様式）によりこれを甲に報告しなければならない。作業従事者又は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及び個人情報保護責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行わなければならない。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所(所在地： 。本条において「営業所」という。)以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で営業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことに正当な理由があるとき。

2 乙は、前項各号の規定に掲げる場合を除き、前項に規定する営業所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により甲に報告した者以外の者に本件個人情報を取り扱わせないこと。

(2) 本件個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。

(3) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

(4) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

(5) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。

(6) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を国外に移転させてはならないこと。

(7) 本件個人情報が記録された資料等については、業務終了後直ちに甲の指定する方法により返却、廃棄又は消去すること。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(8) 乙は、本件受託業務を行うために複数の宛先へ一斉にメールを送信する場合、当該メールの宛先にBCCで送信すべきメールアドレスが1件以上含まれるときは、当該メールを送信する際BCCで送信すべきメールアドレスについてTOやCCで送信することを防止する機能(BCC強制変換機能等)を備えたシステムやツールを使用しなければならない。

(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報
を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外
の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者（乙の子会社を含
む。）に委託してはならない。

2 乙は、本件受託業務を再委託するときは、乙をして特記事項により乙が負う義務を遵守
させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するものとする。

3 甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前項の措置を行うことができる
ものとする。

4 乙は、本件受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、乙をして、書面によ
り再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を甲に届け出させなければならない。この場合、甲への届出は乙を経由することとする。再委託先事業者の作業従事者又
は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

(報告及び検査等)

第10条 乙は、甲に対し契約内容の遵守状況を定期的に報告しなければならない。

2 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を確認するため必要があると認めるときは、実
地の検査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

3 乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前2項の措置を求め、又は行うことが
できるものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、乙に対し
て必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい等に係る事件又は事故（本条において「事件等」と
いう。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に
係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞
なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等
を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うも

のとする。

2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすものとする。

別紙様式（第3条関係）

個人情報保護に係る責任体制報告書

令和 年 月 日

富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会 会長 小林宏行 殿

住 所
受託者 商号又は名称
氏 名 印

に係る個人情報の保護に関する責任体制について、次のとおり報告します。

個人情報保護責任者		
作業従事者		

(注) 1 作業従事者とは、受託業務に係る個人情報を取り扱って作業に従事する者をいい
個人情報保護責任者とは、作業従事者の監督その他作業現場における受託業務に
係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。作業従事者又は
個人情報保護責任者として報告された者以外の者は、受託業務に係る個人情報の
取扱いが制限されます。

2 作業従事者が複数であるとき、作業従事者の中から個人情報保護責任者を選任
することができます。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制
の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、情報資産の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たっては、山梨県情報セキュリティ基本方針及び山梨県情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次の掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 乙は、甲に対して、乙における本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

2 セキュリティ責任者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 乙は、甲に対して、本業務の従事者（派遣社員、非常勤職員、臨時職員等も含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が甲の管理する庁舎等に立ち入る場合は、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名記章又は名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、甲の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本業務の履行に際し知り得た情報及び甲が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 乙は、甲の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。

(2) 本業務を処理することができる機器等は、乙の管理に属するものに限定するものとし、乙の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等乙の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。

(3) 甲の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、第7条の規定により甲が指示した場所以外に持ち出さないこと。甲の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。

(4) 甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡された情報資産を複製し、又は複製してはならないこと。

(5) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、業務終了後直ちに甲に引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うこと。

(6) 本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 乙は、甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。）を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第10条 再委託の取扱は、個人情報取扱特記事項の定めるところによる。

2 乙は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部又は全部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。

3 乙は、個人情報取扱特記事項の定めるところにより本業務の一部又は全部を再委託するときは、甲に対して、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。また、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故報告)

第13条 乙は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊などの情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、本業務について事故等が発生した場合は、甲が県民に対し適切に説明するため、乙の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第14条 甲は、乙がセキュリティ特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができる。

(実施責任)

第15条 乙は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

2 乙は、情報セキュリティ対策を確保するために必要な管理体制を整備するよう努めなければならない。

セキュリティ責任者及び従事者届出書

令和 年 月 日

富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会 会長 小林宏行 殿

(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和7年度富士山麓エリア高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務におけるセキュリティ責任者及び従事者について、次の通り届け出ます。

記

1 セキュリティ責任者

役職名	氏名

2 従事者

役職名	氏名